

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

地域福祉課

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課消費生活協同組合業務室

目 次

重点事項

第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉計画、地域福祉支援計画について	6
2 民生委員について	7
3 平成29年度地域福祉関係予算案について	10
4 社会福祉協議会について	12
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	12
6 ひきこもり対策について	13
7 寄り添い型相談支援事業について	15
8 孤立死防止対策の推進について	15
9 地方改善事業の実施について	16
第3 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の状況について	21
2 生活福祉資金について	43
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	47
第4 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	51
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	52
3 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	54
4 平成29年度税制改正について	54
5 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	55
6 平成29年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	56

7 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	56
8 消費税の軽減税率制度について	57
9 政治的中立の確保について	57
10 協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録されたことについて	57

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会の開催等について	58
2 生活困窮者の就労支援に関連する労働施策の動きについて	59
3 生活困窮者自立支援制度とフードバンク活動の連携	61
4 日本学生支援機構が実施する奨学金制度の拡充の概要	62

参考資料

1 「我が事・丸ごと」の地域づくり関係資料	65
2 地域福祉計画策定状況等	86
3 被災者見守り・相談支援事業	92
4 寄り添い型相談支援事業実績	94
5 29年度地方改善施設整備費建築基準単価案	95
6 生活困窮者自立支援制度施行状況、予算等資料	98
7 生活困窮者自立支援制度 就労支援、人材育成関係資料	104
8 生活困窮者自立支援制度 平成29年度に向けた取組のポイント等	109
9 生活困窮者自立支援法の見直しについて	115
10 生活困窮者の就労支援に関する労働施策関係資料	116
11 生活福祉資金関係資料	123
12 ホームレス対策関係資料	126
13 消費生活協同組合関係資料	127
14 地域福祉課平成29年度予算(案)概要	135

第1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて【資料P65参照】

(1) 現状、経緯

ア 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 — 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—について

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しているとともに、人口減少社会が進む中、効果的、効率的なサービス提供の必要性等が求められている現状を踏まえ、高齢者、障害者、児童等を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築することを目的に、平成27年6月に省内に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、同年9月に今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 — 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

内容は以下のとおりである。

① 新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の確立

高齢者、障害者、児童等の分野を問わない包括的な相談支援及び必要なサービスの分野横断的かつ包括的な提供

② 生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立

③ 総合的な福祉人材の確保・育成

イ ニッポン一億総活躍プランについて

さらに、平成28年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、

- ・ 小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・ 市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作り
- ・ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組の推進

等を進めることとした。

ウ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部等について

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、平成28年7月、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）が設置された（社会・援護局では、実現本部の下に設置された3つのワーキンググループのうち、地域力強化ワーキンググループを担当。）。

同年10月には、実現本部での検討に資するため、有識者や現場で先駆的な取組を実践している方々から構成される「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹 日本福祉大学教授）を設置し、

- ・ 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方
- ・ 包括的な相談支援体制の整備の在り方

等について御議論をいただき、同年12月に、中間とりまとめを公表した。

（2）地域力強化検討会中間とりまとめについて

地域力強化検討会の中間とりまとめには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるために次の事項等がとりまとめられた。

① 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- ・ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能の必要性
- ・ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設定

② 市町村における包括的な相談支援体制

- ・ 協働の中核を担う機能の必要性

③ 地域福祉計画等の法令上の取扱い

- ・地域福祉計画の充実
- ・地域福祉の対象や考え方の進展の社会福祉法への反映
- ・守秘義務に伴う課題

④ 自治体の役割

- ・自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築の検討

(3) 社会福祉法の一部改正について

地域力強化検討会の中間とりまとめを踏まえ、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけるために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中に社会福祉法の一部改正を盛り込み、本通常国会に提出した。

具体的な改正内容は以下のとおりである。

ア 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

イ この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

ウ 地域福祉計画の充実

地域福祉計画については、地域力強化検討会の中間まとめにおいて、現行、策定は任意とされながらも、7割の自治体で策定が行われており、「我が事・丸ごと」の体制整備をすべての自治体で促進するためにも、義務化するべきとの意見であったが、町村部を含めた現在の策定状況等を考慮した結果、現行、策定は任意とされているものを、一歩進めて、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけることとした。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

(4) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

新たな福祉ビジョンを受け、平成28年度より、市町村において、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築するとともに、ボランティアなどとも協働し、地域に不足する社会資源を創出するなどの取組をモデル的に実施するため、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を開始している（26自治体で実施）。

平成29年度においては、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に加え、ニッポン一億総活躍プランに提唱された地域共生社会の実現を確実なものとするために、新たに住民に身近な圏域の単位で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業を実施することとしており、合計で20億円を計上した（全国で100か所程度実施を想定）。

本事業の国庫補助率及び国庫補助基準額（案）は、以下のとおりであり、事業の詳細については、参考資料の実施要綱（案）を参照されたい。

また、本事業は、ニッポン一億総活躍プランに提唱されている「地域共生社会」の実現や、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の実現、市町村における包括的な支援体制の構築を進めていく上でも、重要な事業であることから、各自治体におかれては、積極的に取り組んでいただくよう、願います。

事業名	国庫補助率	国庫補助基準額（案）
「我が事・丸ごと」の地域 づくり推進事業		
地域力強化推進事業 （住民に身近な圏域）	3 / 4	<u>1自治体 12,000 千円</u> ただし、 <u>事業の対象となる地域（地区）の</u> <u>人口が 10 万人以上の場合、24,000 千円ま</u> <u>で可能とする</u>
多機関の協働による包 括的支援体制構築事業 （市町村域）	3 / 4	<u>1自治体あたり 15,000 千円</u> ただし、 <u>人口 20 万人以上の自治体につい</u> <u>ては、20,000 千円まで可能とする</u>

第2 地域福祉の推進等について

1 地域福祉計画、地域福祉支援計画について【資料P86参照】

(1) 地域力強化検討会における検討状況について

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」においても、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）に関する議論がなされ、検討会の中間とりまとめでは、

- ・ 「我が事・丸ごと」の体制整備についても記載事項として明確に位置付けるべきである。
- ・ 計画の策定については任意ではなく義務化すべきである。
- ・ 計画の策定に関係者の意見が反映されることや、PDCAの手続きが適切に踏まれることも明確に規定すべきである。
- ・ 計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。

といった内容が盛り込まれた。

これらを踏まえ、第1の(3)に記載したとおり、社会福祉法を改正し、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定を努力義務化することとしている。また、今後、地域福祉計画等のガイドラインの見直しのための検討を行うこととしているので、引き続き注視いただきたい。

(2) 計画の積極的な策定及び改定について

地域福祉計画等は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画である。その策定率は毎年微増傾向にあるものの、市町村では69.6%にとどまっております。特に町村部の策定率が低調となっている状況である。

地域福祉計画等はその策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画により、地域の課題を様々な観点から可視化することができるものである。それらを地域で共有し、新たな取組の創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなり得ることから、各自治体におかれては、積極

的な計画の策定又は改定を進めていただきたい。

また、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成 26 年 3 月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成 28 年 3 月末時点で、都道府県では約 4 割、市町村では約 2 割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。今後の計画の策定及び改定においては、当該事項が適切に盛り込まれるよう留意されたい。

(3) 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、自治体の事務的な負担等を勘案し、内容の一部見直しを行った上で、本年も 3 月下旬に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について

(1) 民生委員制度創設 100 周年について

民生委員制度は、大正 6 年に創設された濟世顧問制度を源とし、後の方面委員制度を経て、平成 29 年度に制度創設 100 周年という大きな節目を迎えることになる。この大きな節目を契機に、民生委員の意義ある活動を広く国民の皆様にご知っていただき、さらに民生委員制度を一層深く理解していただくことにより、民生委員制度が将来に向けてより充実したものとなるよう厚生労働省としても民生委員の方々で構成される全国民生委員児童委員連合会等の関係機関と積極的に連携、協力を図っていくこととしている。

また、平成 29 年 7 月には、制度創設 100 周年記念大会を開催するとともに、各地の民生委員協議会等においても、都道府県や市区町村単位での様々な記念事業及び広報活動が実施される予定である。

各自治体におかれては、平成 28 年 11 月 4 日付け社援地発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「民生委員制度創設 100 周年に向けた広報等に対する積極的な連携、協力について（依頼）」を踏まえ、ホームページ、広報誌等の

媒体の活用や、関係部局にも広く協力を依頼すること等により積極的な広報を実施
いただくとともに、民生委員協議会等が行う記念事業等に対しても連携、協力を図
っていただくようお願いする。

(2) 民生委員に期待される役割

地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっている。平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されており、厚生労働省では、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みの構築に向けた検討を進めている。

こうした諸施策を展開していく中で、地域の住民にとって最も身近な存在で、地域のことに精通され、住民の立場に立って相談援助活動を行い、行政機関との架け橋にもなっている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(3) 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成28年度にお

いては、1人当たりの活動費の増額を図り、さらに平成29年度は、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額措置を予定している。

各自治体におかれては、民生委員の役割等を十分に理解していただき、民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げについて、対応願いたい。

※ 民生委員に係る地方交付税措置

	平成28年度	平成29年度(案)
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 59,000円	1人当たり年額 59,000円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 200,000円	1か所当たり年額 230,000円

また、民生委員への負担軽減や、早い段階から民生委員活動を理解していただくことで将来のなり手を確保する等の取組の一つとして、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員を設置するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても実施、検討いただくなど、特段のご配慮をお願いする。

(4) 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたところであるが、改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

【改選結果】

	平成28年度	前回(平成25年度)
定数	238,352人	236,271人
委嘱数	229,541人	229,488人
充足率	96.3%	97.1%

委嘱数のうち再任156,963人(68.4%)、新任72,578人(31.6%)

また、今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員の方々が円滑に

活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

(5) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているので、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付け「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付しているので、参照されたい。）。

3 平成 29 年度地域福祉関係予算案について

(1) 「日常生活自立支援事業」の平成 29 年度国庫補助基準額について

平成 29 年度における「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額については、これまでの激変緩和措置を見直し、利用契約者に応じた事業費等に手厚く財源を振り分けることとし、具体的には、以下のとおりとする。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額(案)

	国庫補助基準額(案)
利用契約者1人・1月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>6,600円</u>
生活保護受給者サービス利用料1人・ 1月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,500円</u>

- ※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の1/2が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施(支出)段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者1人・1月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

(2) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」について

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成29年度国庫補助基準額は本年度と同様とする。

各自治体におかれては、地域の創意工夫を活かした地域福祉を推進するために、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成29年度国庫補助基準額(案)(平成28年度同様)

人口区分	補助基準額(案)
人口50万人以上	1自治体当たり20,000千円
人口30万人以上50万人未満	1自治体当たり10,000千円
人口10万人以上30万人未満	1自治体当たり8,000千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり6,000千円
人口5万人未満	1自治体当たり4,000千円

4 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するためには、前述の「地域力強化検討会中間とりまとめ」にあるとおり、地域住民が他人事を「我が事」として感じ、地域で「丸ごと」受け止める機能が求められている。また、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組みの実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるために、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組みをお願いしたい。

さらに、去年は、熊本地震、台風 10 号による記録的な豪雨などの自然災害発生時に、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいたが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となることから、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 9 2 参照】

(1) 東日本大震災関係

東日本大震災の被災者に対しては、応急仮設住宅における避難生活の長期化等の状況を踏まえると、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 28 年度と同様に復興庁所管の「被災者支援総合交付金」のメニュー事業の中の「被災者見守り・相談支援事業」として位置づけ継続的に支援していくこととしている。

(2) 熊本地震関係

昨年4月に発生した熊本地震による被災者については、応急仮設住宅への転居が終了し、本格的な生活再建に向けた一歩を歩み始めた一方、これまでとは大きく変わる生活を余儀なくされることとなるため、平成28年度第2次補正予算により、応急仮設住宅等における孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援等を行う「被災者見守り・相談支援等事業」を創設したところである。

具体的には、熊本県及び県内15の市町村が「地域支え合いセンター」を設置し、関係機関との連携を図りながら被災者に対するきめ細かい対応を実施しており、平成29年度予算（案）においても、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー（被災者見守り・相談支援等事業）として7.5億円を計上している。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組みを進めていただきたい。

6 ひきこもり対策について

(1) ひきこもり対策推進事業について

平成21年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきたが、平成28年度末では、68か所（64自治体）となり、約9割の都道府県、指定都市に設置されるに至った。

今後、未設置自治体においては、センターの早期設置の検討をお願いするとともに、既設置自治体においても、センターの専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いする。

また、ひきこもりの相談については、これまで、センターを中心に対応してきたが、平成25年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を併せて推進して

いることから、ひきこもりサポーター養成研修事業及び派遣事業についても、積極的に取り組まれるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

(2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体において生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域の協力も必要不可欠であることから、ひきこもりという状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

7 寄り添い型相談支援事業について【資料P94】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成28年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成29年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、平成29年2月10日から3月10日までの間、公募を行っていることから、それを踏まえ、事業者を選定することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

8 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成24年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 29 年度以降においても、各自治体におかれては、地域住民相互支え合いによる共助の取り組みの活性化を図ること等を目的とした「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを活用しつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

9 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等について

(ア) 運営事業等の推進について

隣保館は、昭和 28 年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成 8 年 5 月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年 7 月）に基づき、平成 9 年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館運営事業は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施されなかったが地域住民の生活改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で運営事業が行われてきたところである。

隣保館の運営に当たっては、歴史的経緯や背景、さらには、今日における住民ニーズに対し、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなど、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うことになった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることがないように、管内市町村に対し周知願いたい。

(イ) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(ウ) 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

(エ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成28年3月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成26年10月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ62.8%、42.9%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備

等を計画的に実施されたい。

この耐震化整備に係る予算については、平成28年度補正予算で10億円を計上したところであり、その更なるご活用をお願いするとともに、平成29年度当初予算においても、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしているので、ご活用をお願いしたい。

ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

エ 地方改善施設整備費補助金の29年度建築基準単価（案）について

【資料P95参照】

地方改善施設整備費補助金（うち、大型共同作業場、共同作業場、隣保館、ホームレス自立支援センター、生活館分）の建築基準単価については、従前より地域区分（A～D）を設けていたところであるが、29年度より、当該地域区分を撤廃し、A地域の建築基準単価に統一する予定としているので、ご了承ください。

（2）アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ施策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が新たに設置され、去る平成28年7月22日に第1回目の会議を開催したところである。

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

平成24年7月に開催された「アイヌ政策推進会議」では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれているところである。このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

イ 生活相談充実事業について

平成27年10月1日の作業部会報告において、「生活相談に対応するための措置について」の中で、アイヌの人々への電話による生活相談への対応が求められ、平成28年度予算にアイヌの人々のための電話による生活相談事業の経費を計上したところである。平成29年度予算（案）においても、引き続き当該事業の経費を計上しているため、各自治体におかれては、本事業の実施にあたって、当該事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発

・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(4) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行された。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意されたい。

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

議員立法として「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」が平成 28 年 12 月 16 日より施行されたので、留意されたい。